

宇宙関連試験施設整備運営事業導入可能性調査業務委託 仕様書

1 業務名

宇宙関連試験施設整備運営事業導入可能性調査業務委託

2 業務の目的

本事業は、福島イノベーション・コースト構想におけるイノベ重点分野のひとつでもある宇宙分野において、宇宙関連企業等が実験及び打上げに利用するインフラである地上試験設備や「発射台（ローンチパッド）」等の宇宙関連施設の整備及び運営にPFI方式としての「BT+コンセッション方式」の導入可能性を検討するための調査を主たる目的とするものである。

3 履行場所

南相馬市商工観光部商工労政課ほか市の指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 業務計画の作成

本業務の目的を達成するための、業務計画及びスケジュールを作成すること

(2) 業務実施体制の整備

- ①主題の専門性に基づいて調査を行う上で、業務実施体制内に公認会計士の資格を有する者を1名以上配置すること（外部人材の登用も可とする）
- ②本業務に支障をきたすことのないよう、必要な人員計画および不測の場合のバックアップ体制等、万全の業務実施体制を整えること

(3) 宇宙関連試験施設へのBT+コンセッション方式の適用内容調査・分析

- ・ 地上試験設備や「発射台（ローンチパッド）」等の宇宙関連施設のビジネスモデルを調査、分析すること
- ・ コンセッション制度を適用するにあたっての制度的・法的課題も含めて整理し、分析すること

(4) 事業スキーム及びリスク分担の検討

下記の論点の整理及び検討を行い、実施方針（案）を作成すること

- ・ 宇宙関連試験施設の整備運営にBT+コンセッション方式を導入する場合における事業スキーム手法を整理、検討すること
- ・ 想定されるSPCの法的形態及び組織構造を整理、検討すること
- ・ 整備運営事業におけるリスクを抽出し、リスク分担を整理、検討すること
- ・ 市によるモニタリングにおける論点を整理、検討すること

(5) 周辺地域の活性化と関連施設連携の検討

- ・ 宇宙関連試験施設と一体的な周辺エリアの活用手法を整理、検討すること
- ・ 地域住民の認知度向上と理解獲得に向けた取組を検討すること
- ・ 周辺地域の活性化に向けた域内企業の関与やサプライチェーン構築等の連

携に加え、関連施設である福島ロボットテストフィールドや F-REI との連携の在り方を検討すること

(6) 地域への経済的・社会的効果を示す指標の検討

- ・ 宇宙関連試験施設を中核として宇宙関連産業が進出することにより得られる経済的・社会的効果を評価できる指標を検討すること

(7) 民間事業者の意向調査業務

対面もしくはオンラインによるヒアリング調査を基本とし、必要に応じてデスクトップ調査及び書面調査等を併用して下記の調査を実施すること

- ・ 整備しうる宇宙関連試験施設の利用者として想定される民間事業者への意向調査
- ・ 整備しうる宇宙関連試験施設に BT+コンセッション方式を導入する場合における、運営権者として想定される民間事業者への意向調査

(8) 宇宙関連試験施設に BT+コンセッション方式を導入する場合における VFM の簡易試算

- ・ 地上試験設備、発射台（ローンチパッド）等の想定される宇宙関連試験施設への BT+コンセッション導入時における VFM を簡易的に試算すること
（なお、簡易試算の前提条件とする宇宙関連試験施設の種類については、（7）の内容もふまえて市と協議をするものとする）
- ・ 施設運営における収益配分等のあり方を整理、検討すること

(9) 宇宙関連試験施設に BT+コンセッション方式を導入する場合における事業全体スケジュール策定支援

- ・ BT+コンセッション方式を導入する場合における、事業開始までのスケジュールの策定を支援すること

(10) 報告書の作成

各種調査結果、課題及び施策提案、事業の経過等を包括的に報告書としてとりまとめること

6 成果品

- ①調査結果報告書一式(Microsoft office 形式)
- ②関連資料一式(同上)
- ③打ち合わせ議事録一式(同上)
- ④上記を格納した媒体(CD-R)

7 担当課との打ち合わせ及び内容の記録

- ①受託者が打ち合わせ内容の記録を作成し、本市と相互に確認を行う
- ②本市において実施する打ち合わせは、月 1 回程度を予定している

8 成果品提出先

南相馬市商工観光部商工労政課

9 成果品の検査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に本市の検査を受けなければならない。検査合格後、

本仕様に指定された成果品一式を納入し完了とする。

10 注意事項

- (1) 受託者は、この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「南相馬市商工観光部商工労政課」と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。
- (4) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。